

こ成事第529号  
社援発1020第1号  
障発1020第1号  
老発1020第1号  
令和5年10月20日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」の一部改正について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号。以下「連名通知」という。）により示しているところである。

今般、こども家庭庁設置にともない連名通知の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知するので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本連名通知を参照の上、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）、別紙「対象施設種別」並びに関係団体に十分周知していただくようお願いする。